

平成28年11月7日

JASSO 奨学金事業を 取り巻く状況等について

1. 平成29年度事業予算要求の概要

■ 大学等奨学金事業の充実 (Page 3)

◆ 無利子奨学金の貸与人員の増員

◆ 低所得世帯の子供たちに係る無利子奨学金の成績基準の緩和

◆ 「所得連動返還型奨学金制度」の確実な実施のための対応

■ 無利子奨学金の低所得世帯の子供たちに係る成績基準の実質的撤廃について (Page 4)

■ 給付型奨学金の創設 (Page 5)

■ 9月26日の安倍内閣総理大臣所信表明演説

「若者こそ、我が国の「未来」。若者への投資を拡大します。本年採用する進学予定者から、その成績にかかわらず、必要とする全ての学生が、無利子の奨学金を受けられるようにします。給付型の奨学金も、来年度予算編成の中で実現いたします。」

1. 平成29年度奨学事業予算要求の概要 2

(独)日本学生支援機構 大学等奨学事業の充実

<平成29年度概算要求>

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないように、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、

- ①無利子奨学金の貸与人員の増員や、
- ②「所得連動返還型奨学金制度」の確実な実施のための対応、
- ③給付型奨学金の創設、
- ④低所得世帯の子供たちに係る無利子奨学金の成績基準の緩和など、大学等奨学事業の充実を図る。

平成29年度概算要求 貸与人員 : 131万9千人
事業費総額: 1兆744億円
 [他に被災学生等分4千人・26億円]

○「有利子から無利子へ」の流れの加速

- ・ 貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の貸与人員を増員し、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速。
- ・ 無利子奨学金について、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を緩和。[事項要求]

<貸与人員> 無利子奨学金 49万9千人(2万4千人増)
 [この被災学生等分4千人]
 (有利子奨学金 82万人(2万4千人減))

○「所得連動返還型奨学金制度」の確実な実施のための対応

- ・ 奨学金の返還の負担を軽減し、返還者の状況に応じてきめ細やかに対応するため、所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入を前提に、返還月額が卒業後の所得に連動する、「所得連動返還型奨学金制度」を確実に実施するため、システムの開発・改修等を実施。

<システム開発・改修費> 7.7億円

○給付型奨学金の創設[事項要求]

- ・ 意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することがないように給付型奨学金の制度を検討し、この創設に必要な経費を措置。

区分		無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員		49万9千人(2万4千人増) [他被災学生等分4千人]	82万人 (2万4千人減)
事業費		3,378億円(156億円増) [他被災学生等分26億円]	7,365億円 (320億円減)
うち 一般会計 復興特会 財政融資資金		政府貸付金 一般会計: 1,033億円 復興特会: 11億円	財政融資資金 7,668億円
返還金		2,360億円	5,475億円
貸与月額		学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準	学力	・高校成績が3.5以上(1年生) ・大学成績が学部内において上位1/3以内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
	家計 (29年度採用者)	家計基準は家族構成等により異なる。(子供1人~3人世帯の場合) 一定年収(700万円~1,290万円)以下 ※貸与基準を満たす年収300万円以下の世帯の学生等は全員採用	一定年収(870万円~1,670万円)以下
返還方法		卒業後20年以内 <所得連動返還型> 卒業後一定の収入(年収300万円)を得るまでは返還期限を猶予	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率		無利子	上限3%(在学中は無利子) 学生が選択 (平成28年3月貸与終了者) 利率見直し方式 (5年毎) 0.10% 利率固定方式 0.16%

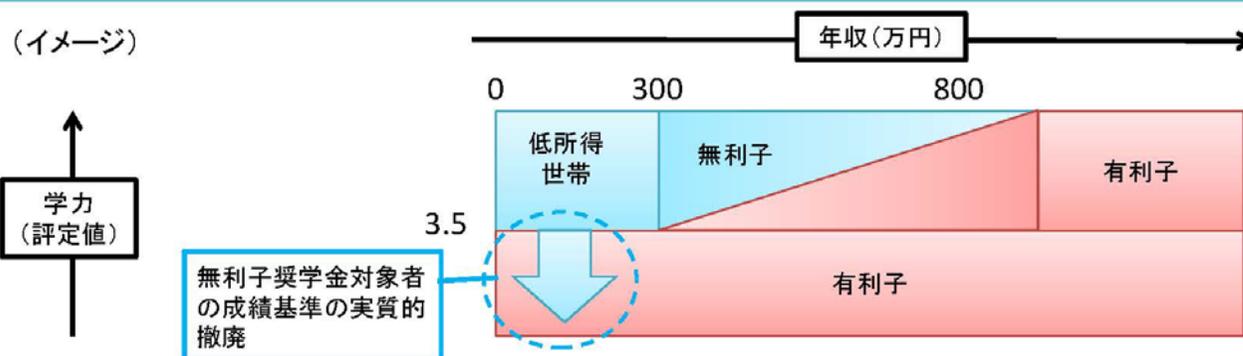
無利子奨学金の低所得世帯の子供たちに係る成績基準の実質的撤廃について

【ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)】

無利子奨学金については、残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供に係る成績基準を大幅に緩和することにより、必要とするすべての子供たちが受給できるようにする。

【未来への投資を実現する経済対策(平成28年8月2日閣議決定)(抜粋)】

無利子奨学金については、速やかに残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を平成29年度(2017年度)進学者から実質的に撤廃し、必要とするすべての子供たちが受給できるようにする。



○新たに無利子奨学金の対象となる者

◆成績基準: 評定平均値3.5未満であって、学校から推薦された者

・推薦基準(学力及び資質): 特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は大学における学修に意欲があり、大学への進学後に特に優れた学習成績を修める見込みがある者(独立行政法人日本学生支援機構業務方法書)

◆所得基準: 住民税非課税世帯(例: 父母・子1人・年収約220万以下、父母・子2人(本人+中学生)・年収約270万以下)

○平成29年度進学者向け募集スケジュール

- ・平成28年10月28日~12月中旬 推薦期間
- ・平成29年2月下旬 候補者決定
- ・同年 4月 貸与開始

1. 平成29年度奨学事業予算要求の概要 4

給付型奨学金制度の設計について〈これまでの議論の整理〉【概要】 文部科学省 給付型奨学金制度検討チーム(平成28年8月31日)

○制度創設の趣旨:「奨学」の考え方を基本としつつ、「育英」の考え方も取り入れた制度

- ・経済的事情により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押し
- ・進学費用のために多額の奨学金貸与を受けるといった過度な負担を負うことがないようにすることが適当

○同世代内での公平性

- ・同世代内での進学する者と就職する者の公平性については、給付による支援を受けて進学する機会は両者に平等に与えられており、機会の公平性は担保されている

○対象者の選定

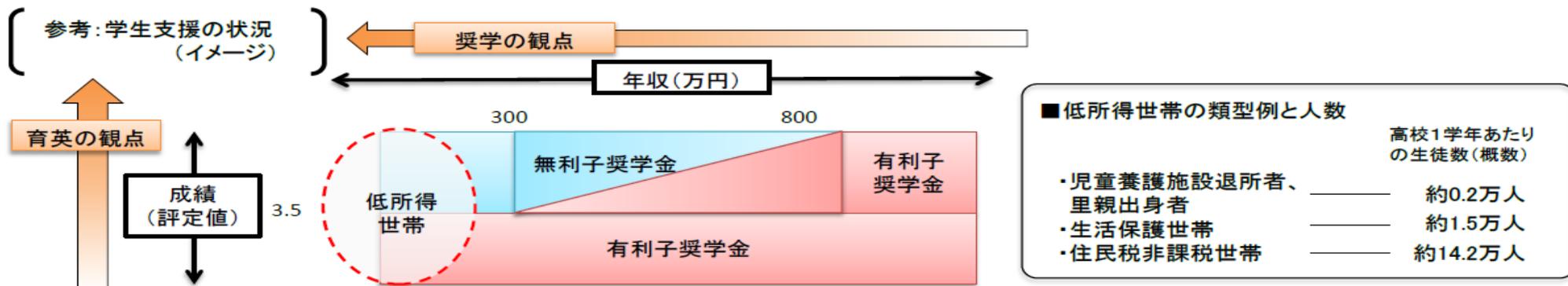
- ・対象とする学校種:大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程(現行の日本学生支援機構の貸与奨学金の対象と同様)
- ・家計基準の設定:低所得世帯を対象(例)児童養護施設出身者、生活保護世帯、住民税非課税世帯等
- ・学力要件の設定:一定の成績基準を設定することを検討。ただし、学校推薦等の方法による選定も検討
- ・給付額:進学を後押しする観点から、負担感を解消するようなものとするのが適当。学校種別や設置主体、通学形態を踏まえ、必要とされる金額を設定

○給付の在り方

- ・入学前の時点で予見可能とし、進学後の学業の状況を確認する仕組みを設けるのが適当
- ・具体的な方法については、返還免除型(ないし条件付給付型)又は事前給付型が考えられる

○財源

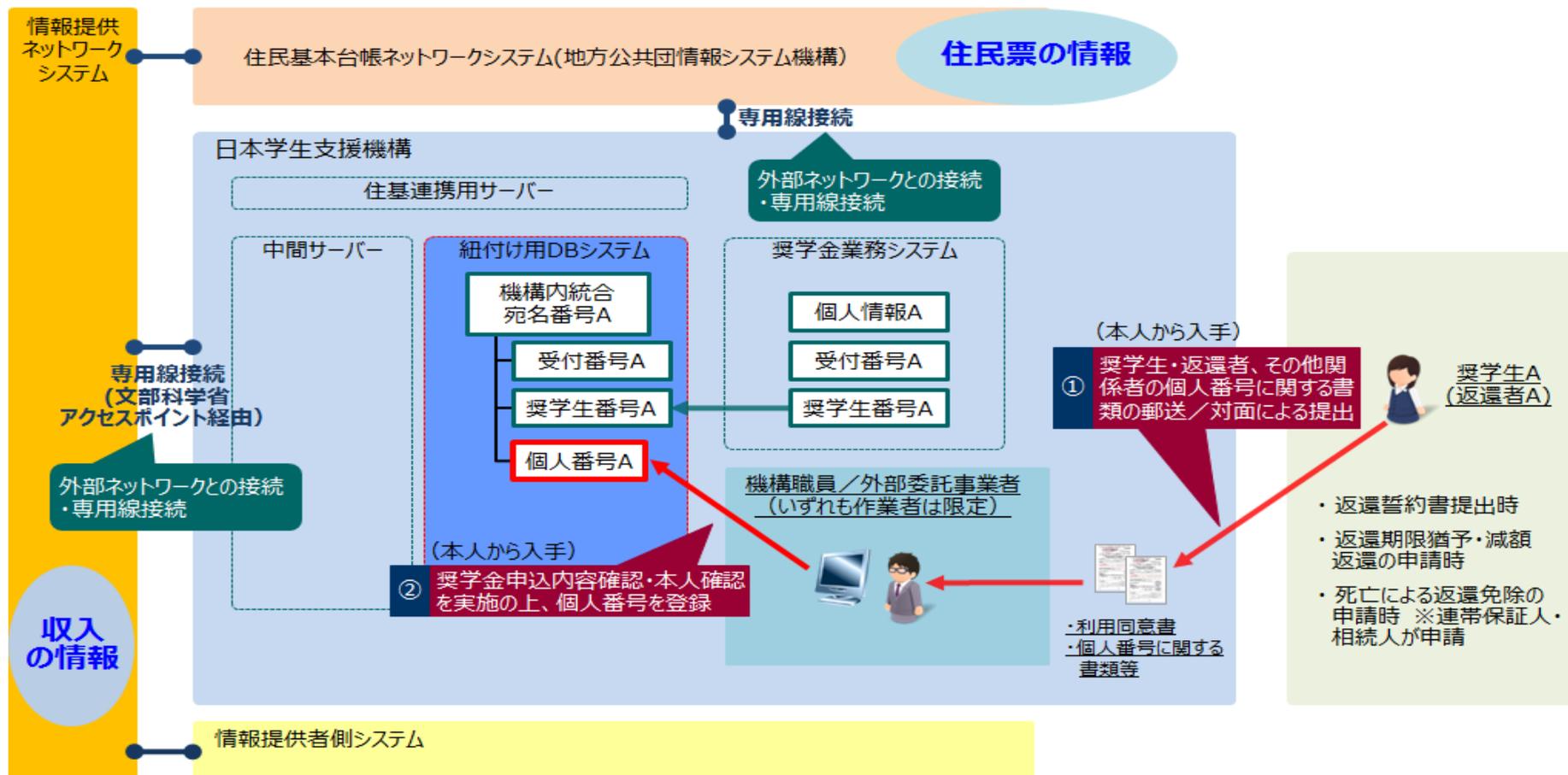
- ・給付型奨学金は未来への投資であり、将来は国民全体に社会的便益をもたらす制度
- ・制度改正や税制措置を含めた財源確保の方策について検討することが必要



2. マイナンバー制度対応

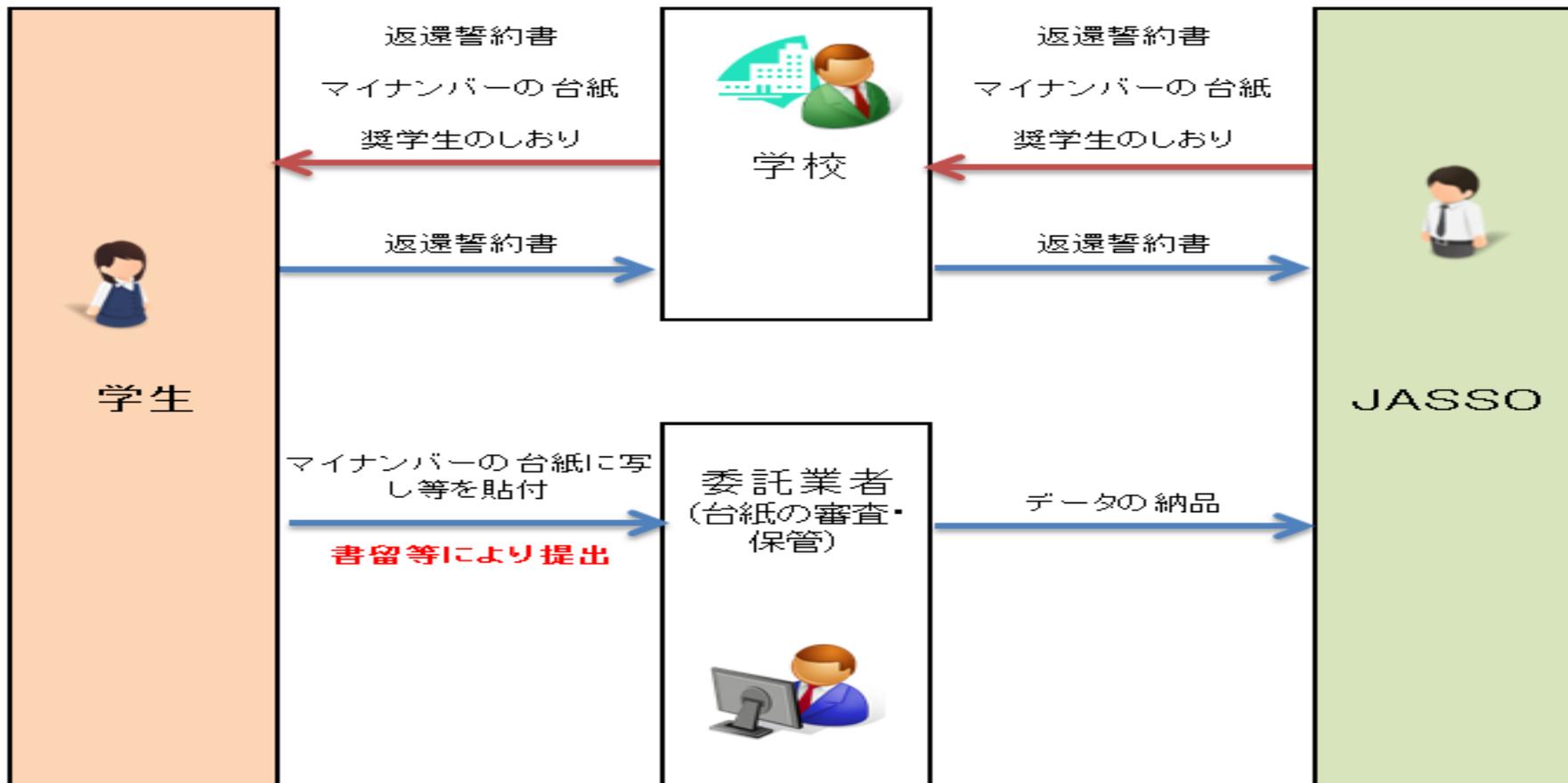
2. マイナンバーの収集について 1

- 特定個人情報の利用について、本人の同意を受けた上、提出を求め利用することになっている。
- 情報提供ネットワークシステムにアクセスすることにより「収入の情報」が入手できる。
- 住民基本台帳ネットワークシステムにアクセスすることにより「住民票の情報」が入手できる。



2. マイナンバーの収集について 2

- ・返還誓約書等と同時に**マイナンバーの台紙**を学校宛に送付、学生に渡す。
- ・学生は返還誓約書については学校に提出する。
- ・マイナンバー関係の書類は委託業者に直接郵送により提出する。



3. 「新たな」所得連動返還型奨学金

3. 「新たな」所得連動返還型奨学金制度について 1

平成28年9月21日 所得連動返還型奨学金制度有識者会議

新たな所得連動返還型奨学金制度の設計

(1) 対象とする学校種

高等専門学校、大学、短期大学、専修学校専門課程、大学院

(2) 奨学金の種類

無利子奨学金から先行的に導入(有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討)

(3) 奨学金申請時の家計支持者の所得要件

申請時の家計支持者の所得要件は設けず、全員に適用可能とする

(4) 貸与開始年度

平成29年度新規貸与者から適用

(5) 所得に応じた返還額の設定及び返還を開始する所得額

所得が一定額となるまでは所得額にかかわらず定額(2,000円)を返還し、一定額を超えた場合には所得に応じた返還額とする。ただし、返還が困難な場合は返還猶予を可能とする。

(6) 最低返還月額

2,000円

(7) 返還猶予の申請可能所得及び年数

申請可能所得は年収300万円以下、申請可能年数は通算10年(災害・傷病・生活保護受給中等の場合は、その事由が続いている間は無制限)。また、奨学金申請時に家計支持者の年収が300万円以下の者については、申請可能年数を期間制限なし。

(8) 返還率

9%

(9) 返還期間

返還完了まで又は本人が死亡又は障害等により返還不能となるまで

(10) 所得の算出方法

課税対象所得＝給与等収入－所得控除

(11) 返還者が被扶養者になった場合の収入の考え方

返還者が被扶養者になった場合には、扶養者のマイナンバーの提出を求め、提出がありかつ返還者と扶養者の収入の合計が一定額を超えない場合のみ、新所得連動返還型による返還を認めることとする

(12) 返還方式

新所得連動型及び定額返還型のいずれの返還方式とするか、貸与申込時に学生が選択し、貸与終了時まで変更可能とする

(13) 貸与総額の上限設定

異なる学校種について一回ずつ貸与を受けることができ、加えていずれかの学校種で一回のみ貸与を受けることが可能である現行制度を維持する

(14) 貸与年齢の制限

年齢のみを理由とした貸与自体の制限は行わない(新所得連動型による返還を認めるかは返還不能となるリスクを踏まえた制限設定を検討)

(15) 学生等への周知方法・内容

高等学校等への周知を重点的に行うとともに、新たな広報手法(ソーシャルメディア)の活用やわかりやすいパンフレットの作成等を進める

(16) 海外居住者の所得の把握・返還方法

定額返還型の場合の返還月額とする

(17) 有利子奨学金への導入に係る検討

無利子奨学金における新制度の運用状況も見つつ、導入に向けて検討する

(18) デフレ・インフレ等の経済情勢の変化に伴う詳細設計の見直し

経済情勢の変化を踏まえ、本制度における返還条件の設定については随時見直しを行う

(19) 保証制度

機関保証に移行(ただし、保証料の引き下げをあわせて検討)

(20) 既に返還を開始している者等への適用

既に返還を開始している者等のうち、現行の返還負担軽減策を講じてもなお返還が困難な者について、減額返還制度等の拡充により負担軽減を図る

(21) 返還初年度及び2年度目の返還月額について

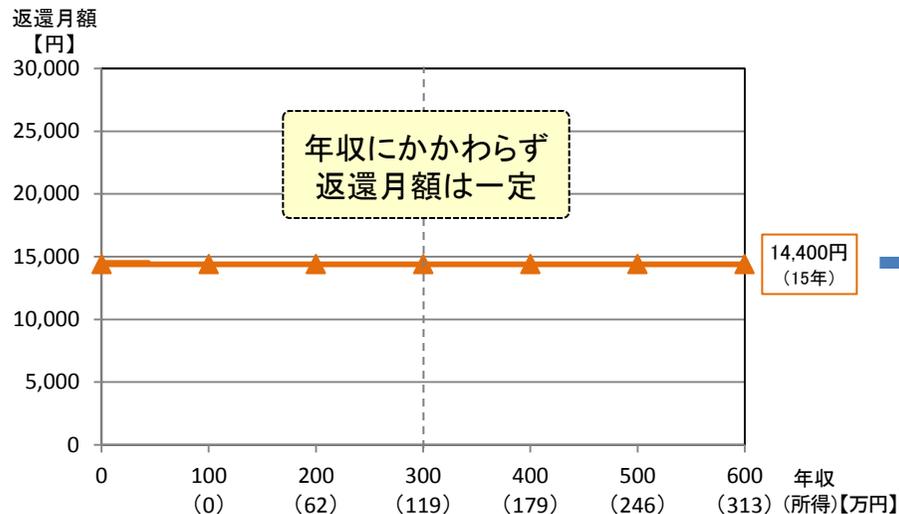
返還初年度: 定額返還型での返還月額の半額を原則とし、経済的に困難な場合には申請により返還月額を減額(例: 2,000円)
2年度目: 前年の課税対象所得の9%

(22) 返還方式の切替え

定額返還型→新所得連動返還型の切替えのみ可能とする

3. 「新たな」所得連動返還型奨学金制度について 2

現行制度

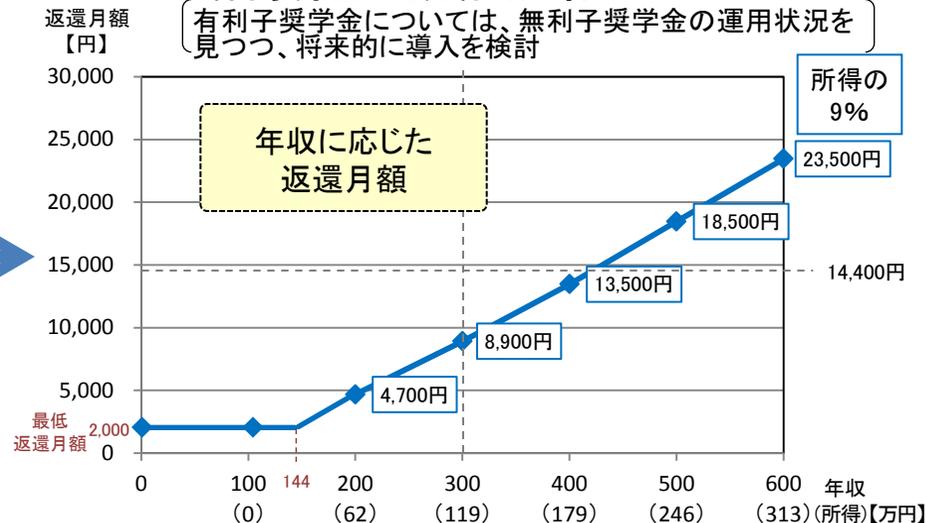


返還のモデルケースとして、無利子奨学金の私立自宅生の貸与額(貸与総額259.2万円、貸与月額5.4万円、貸与期間48月)を設定

新制度

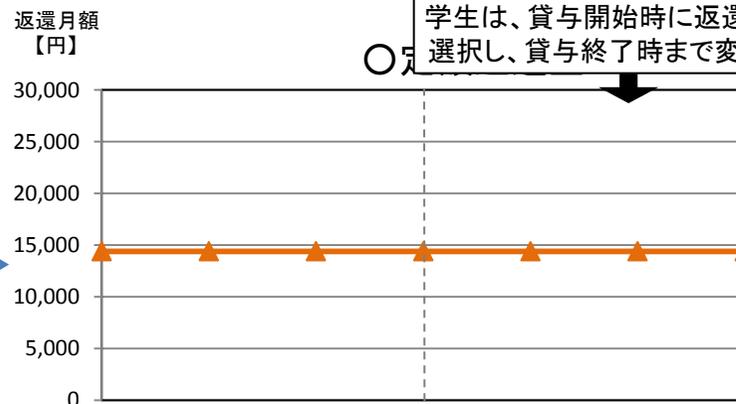
○新所得連動返還型

無利子奨学金から先行的に導入
〔有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討〕



選択制

○学生は、貸与開始時に返済方法を選択し、貸与終了時まで変更可能



※経済的に困難な返還者への救済措置(返還期限猶予制度)

本人の年収が300万円以下の場合、申請により通算10年間、返還を猶予することができる

※奨学金申請時に家計支持者(保護者等)の年収が300万円以下の場合、猶予の期間制限なし

4. その他

(1) 高校生・保護者に対する主な情報提供の充実

(1) 高校教員向けの取組み

- 都道府県教育委員会主催の奨学金説明会等への機構職員派遣
平成28年度の対応状況: 14府県17回(資料配布のみ: 14道県)
- 高校教員専用ホームページによる情報提供
- 高校教員宛の事務連絡メール配信(毎月)
- 「月刊高校教育」(毎月)、「月刊産業と教育」(四半期に1回)への記事連載

(2) 生徒・保護者向けの取組み

- 説明会向け動画「ガイダンスDVD」の配付。ホームページでも視聴可。
- 全国・地方のPTA連合会総会での資料配付(6~8月)

(2) 学校から卒業生等への文書送付等について

○ 趣旨・目的

- (1) 各学校と本機構との連携の取組として、平成26年度より各学校からかつて奨学金を活用して学んだ卒業生等への文書送付等の取組を要請。
- (2) 延滞防止の効果が高い卒業後の新規の返還者(初期の延滞者も含む)への対応。
特に「新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合」の削減(中期計画)のための重要な取組。
- (3) 各卒業生等が経済困難に陥るなどの場合に速やかに本機構の窓口にご相談することで救済措置等を受けることができるよう、改めて意識してもらふ趣旨での文書送付等。

○ 28年度は、各学校の事務負担を軽減するため、以下の見直しを実施

- (1) 送付時期: 28年度のうち各学校の適当と思われる時期とする。(昨年度は12月14日前後実施とした)
※実施時期の検討に当たっては、奨学生であった卒業生の返還が10月から開始されることに留意を求める。
- (2) 実施方法: 従来の郵送・メール送信だけでなく、学校独自の工夫(ホームページ、SNSや同窓会誌等への掲載など)による実施方法についても選択肢とする。

○ スケジュール(案)

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ・平成28年10月下旬 | 各学校への理事長名での依頼文書の送付(機構) |
| ・平成28年10月下旬～11月上旬 | 実施内容の回答(学校) |
| ・平成28年11月下旬 | 対象者情報の提供(機構) |
| | 文例文書等の作成・準備(学校) |
| ・平成28年11月～3月 | 卒業生等への文書送付等(学校) |
| ・平成29年3月 | 実施報告(学校) |

(3) スカラネットによる申込みにおける重要事項の確認

平成28年度より、スカラネットによる奨学金の申込みにあたり、以下の10項目の重要事項を確認することとしている。

(以下の枠内は画面表示のイメージ)

■ 重要事項確認(必須)

奨学金の申込みにあたって、以下の事項を全て確認し、理解している場合は「はい」、理解していない場合は「いいえ」を選んでください。

日本学生支援機構ホームページにおいて、奨学金のことをわかりやすく説明した「ガイダンスビデオ」を視聴できますので申込み前に必ずご覧ください。また、「奨学金を希望する皆さんへ(奨学金案内)」をよく読んでください。

全ての事項を確認した後、下の「送信」ボタンから次の画面に進んでください。
(送信ボタンは二つあります。該当する画面を選択するよう注意してください。)

平成28年4月1日

確認事項	はい (理解している)	いいえ (理解していない)
① 日本学生支援機構の奨学金は貸与制(借りもの)です。このため、奨学生本人(自分自身)に貸与を受けた奨学金の返還義務があります。 ※ 奨学生採用後は、指定された期日までに「返還誓約書」を提出する必要があります。	はい ○	いいえ ○
② 借りる金額が大きいと返す時の負担も大きくなります。奨学金の貸与月額は、月々必要となる金額をよく考えて選ぶ必要があります。 ※ 日本学生支援機構ホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」から貸与額・返還額の試算を行ってください。 ※ 貸与開始後は、所定の手続きにより貸与月額を変更することができます。	はい ○	いいえ ○
③ 奨学金を借りる際は、「人的保証」か「機関保証」のいずれかを選ぶ必要があります(ただし、海外留学奨学金は、「人的保証」と「機関保証」の両方を選ぶ必要があります)。「人的保証」の場合は、要件を満たす連帯保証人と保証人を選ぶことが必要です。「機関保証」の場合は、一定の保証料を支払う必要があります。 ※ 保証制度の詳細は、日本学生支援機構ホームページや「奨学金を希望する皆さんへ(奨学金案内)」を確認してください。 ※ 海外留学奨学金のうち、国内在学中に海外の大学等に短期留学する場合は、「人的保証」か「機関保証」のいずれかを選びます。	はい ○	いいえ ○
④ 日本学生支援機構の奨学金には、第一種奨学金(無利子)と第二種奨学金(有利子)があります。第二種奨学金(有利子)を借りる際は、利率の算定方法として「利率固定方式」か「利率見直し方式」のいずれかを選ぶ必要があります。 ※ 第一種奨学金のみを希望される方は、「はい」を選んでください。 ※ 入学する際の一時金「入学時特別増額貸与奨学金(有利子)」および留学する際の一時金「留学時特別増額貸与奨学金(有利子)」を借りる際も、利率の算定方法を選ぶ必要があります。 ※ 利率は貸与が終了した時に決まります。なお、基本月額に係る利率は3%が上限です。最新の利率は日本学生支援機構ホームページを確認してください。 ※ 利率の算定方法の詳細は、日本学生支援機構ホームページや「奨学金を希望する皆さんへ(奨学金案内)」を確認してください。	はい ○	いいえ ○

⑤ 奨学生になった後は、毎年1回、奨学金継続の意思を確認するために「奨学金継続願」を提出する必要があります。「奨学金継続願」を提出しないと奨学生としての身分が廃止されます。また、例えば、学業不振による留年や卒業延期の恐れがある場合は、奨学生としての身分が廃止されたり、一定期間、奨学金の振込が停止されることがあります。 ※ 廃止:奨学生としての資格を失います。廃止後は、奨学金の振込を行いません。廃止により貸与が終了するため、返還手続に移ることになります。 ※ 停止:停止後は、奨学金の振込を行いません。停止事由(学業成績不振等)が解消されれば、必要な手続きを経て振込が再開されます。	はい ○	いいえ ○
⑥ 奨学金の返還は、口座振替(リレー口座)により行います。貸与が終了した時(学校が定める期日まで)に口座振替加入手続きを行う必要があります。	はい ○	いいえ ○
⑦ 返還は、貸与終了後7ヶ月目から始まります。 ※ 3月卒業者の場合、10月27日から返還が始まります。 ※ 毎月の返還金の振替日は、原則27日です。	はい ○	いいえ ○
⑧ 住所が変わった場合は、必ず日本学生支援機構に届け出る必要があります。	はい ○	いいえ ○
⑨ 返還が困難となったときは、毎月の返還額を半分に減額し返還期間を延長する「減額返還制度」や、一定期間返還期限を先延ばしする「返還期限猶予制度」を利用できる場合があります。減額返還や返還期限猶予を利用するには、日本学生支援機構へ願い出て、承認を受ける必要があります。	はい ○	いいえ ○
⑩ 所定の返還期限を過ぎると、延滞している割賦金の額について所定の延滞金が賦課されます。 ※ 延滞金の利率は、年(365日当り)5%の割合となっています。 ※ 借りた奨学金の種類(無利子・有利子)に関らず、延滞すれば延滞金を支払う必要があります。 ※ 万一延滞となった場合は、延滞期間に応じて、電話による督促、延滞金の賦課、連帯保証人や保証人への請求、個人信用情報機関への情報の登録、一括返還請求、法的措置等が行われることとなります。	はい ○	いいえ ○